

# 奈良工業高等専門学校危機管理細則

平成20年4月10日制定

令和6年6月14日改正

## (目的)

第1条 この細則は、奈良工業高等専門学校危機管理規程を実施するため、必要な細目等を定めることを目的とする。

## (連絡及び非常招集)

第2条 奈良工業高等専門学校危機管理規程第6条第3項に定める連絡及び非常招集の方法は、原則として、別に定める危機管理対応フロー図、学生関係事故等緊急連絡ルート及び情報セキュリティインシデント対応フロー図による他、主事等が適宜判断するものとする。

## (危機管理対策本部)

第3条 奈良工業高等専門学校危機管理規程第7条第2項に定める危機管理対策本部は、次の者で構成する。

- 一 校長
- 二 教務主事、学生主事及び寮務主事
- 三 専攻科長
- 四 校長補佐（総務担当）
- 五 事務部長
- 六 総務課長及び学生課長
- 七 その他校長が必要と認めた者

2 危機管理対策本部の場所は、校長室とする。

3 危機管理対策本部長は、校長をもって充てる。

4 危機管理対策本部長に事故があるときは、教務主事はその職務を代行する。

## (情報提供)

第4条 危機管理対策本部は、必要な情報を学生・教職員及び社会に対し、速やかに提供するように努めるものとする。

## (記者会見等)

第5条 記者会見等の広報を行う必要が生じた場合は、次のとおり行う。

- 一 記者会見は必要に応じ奈良県庁文化記者クラブへ出向き実施する他、本校で実施する場合は、各種会議室等を会見場所に設定する。
- 二 記者会見は、校長が行い、必要に応じ関係者が陪席する。
- 三 記者会見では、できる限り書面による説明書を配付し行うものとする。
- 四 記者会見の設定、司会、進行等は、総務課が行う。
- 五 記者会見を行った場合は、記者会見終了後速やかに本校のホームページにその内

容を掲載するものとする。

附 則

この細則は、平成20年4月10日から施行する。

附 則（平成28年1月14日）

この細則は、平成28年1月14日から施行する。

附 則（平成30年3月27日）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月14日）

この細則は、令和6年6月14日から施行し、令和6年4月1日から適用する。